

桑名市民会館でのスモークマシン使用における安全措置要領書

❖ 使用の申請手順

油性の場合（危険物含有の水溶性を含む）

- (1) 桑名市消防本部へ桑名市火災予防条例施行規則『様式第1号(第4条関係) 喫煙・裸火の使用・危険物品持込届出書』(以下「届出書」という。)を2部作成し提出
(注意)「その他必要な事項」には「別添の要領書に基づき安全措置を行う」と明記し、本要領書を添えること。
- (2) 桑名市民会館「スモークマシン使用許可申請書」に受付印が押印された届出書の複写を添えて市民会館へ提出
- (3) 市民会館が内容確認後、許可書発行(使用者は催物当日に届出書控えと許可書を持参)

水溶性（危険物不含）の場合

- (1) 桑名市民会館『スモークマシン使用許可申請書』を桑名市民会館に提出。
- (2) 市民会館が内容確認後、許可書を発行(催物当日は届出書控えと許可書を持参)

❖ スモークマシン（水性及び油性）使用時に実施する安全措置

- (1) 屋外への煙流出がないようにする。
- (2) リハーサル時に発生煙による火災報知機感知器誤作動の有無を施設管理者（資格保有者）と申請者が合同で検証し、その結果誤作動することが判明した場合、必要最低限の時間次の措置を行う。
 - (ア) 資格保有者は複合火災受信機の地区ベルのみ停止し、該当施設の各種消防設備の連動を解除する。
 - (イ) 複合火災受信機に資格保有者1名を配置し監視体制をとる。
 - (ウ) 煙発生場所に警戒員として施設管理者1名以上を配置し、受信機側との連絡体制を確立する。
 - (エ) 資格保有者は感知器が作動し、複合火災受信機に火災信号が発報した場合は、警戒員に連絡し、警戒員はすみやかに該当区域の状況の確認を行う。
 - 誤作動でないことが確認された場合
資格保有者は複合火災受信機を正常な監視状態に復旧し、施設関係者は当該施設の消防計画に基づいた適正な行動を実施する。
 - 誤作動であることが確認された場合
資格保有者は誤作動であることを関係者に伝え、引続き監視体制をとる。
 - (オ) 煙発生行為終了後、資格保有者はすみやかに自動火災報知設備を正常な監視状態に復旧する。
 - (カ) その他防火管理上、必要な措置をとる。